



參考資料

1. 改訂の経緯

【令和3年7月 改訂時】

年	月	内 容	
令和元年	11月	野洲市都市計画審議会 (令和元年度第1回) 令和元年11月14日	●市長から野洲市都市計画マスタープラン改訂を諮問 ●改訂作業について、見直しの要点・公表までのスケジュール等説明
令和2年	3月	野洲市都市計画審議会 (令和元年度第2回) 令和2年3月25日	●野洲市都市計画マスタープランの全体構想、将来都市像、都市整備方針等(案)を審議
	6月	市民アンケート調査 令和2年6月1日 ～19日	＜市民アンケート調査の実施＞ ●野洲市在住・在勤の18歳以上の方を対象に、野洲市のまちづくりに関するアンケート調査を実施
	8月	野洲市都市計画審議会 (令和2年度第1回) 令和2年8月4日	●野洲市都市計画マスタープランの地域別構想(案)を審議
	8 ～ 9月	タウンミーティング 令和2年8月22日 ～9月6日	＜タウンミーティングの開催＞ ●地域別の都市づくりの目標や方針を掲げた「地域別構想(案)」について意見や考えを聴くため、市内7地域にてワークショップ形式のタウンミーティングを開催
令和3年	2月	野洲市都市計画審議会 (令和2年度第2回) 令和3年2月19日	●野洲市都市計画マスタープラン改訂スケジュールの変更を報告 ●パブリックコメントの実施内容について審議
	2 ～ 3月	令和3年2月22日 ～3月18日	＜パブリックコメントの実施＞
	4月	野洲市都市計画審議会 (令和3年度第1回) 令和3年4月20日	●改訂案に対する市民意見への対応を審議 ●市長に意見を答申
	6月	令和3年6月	＜市議会で議決＞
	7月	令和3年7月	野洲市都市計画マスタープラン改訂版の決定・公表

【令和6年3月改訂時】

年	月	内 容	
令和5年	5月	野洲市都市計画審議会 (令和5年度第1回) 令和5年5月26日	●市長から野洲市都市計画マスタープラン一部改訂を諮問 ●改訂作業について、見直しの要点・公表までのスケジュール等説明
	7月	野洲市都市計画審議会 (令和5年度第2回) 令和5年7月25日	●野洲市都市計画マスタープラン全体構想の土地利用方針等の見直しについて審議
	10月	野洲市都市計画審議会 (令和5年度第3回) 令和5年10月26日	●野洲市都市計画マスタープラン一部改訂(素案)を審議 ●パブリックコメントの実施内容について審議
	11月 ～ 12月	令和5年11月24日 ～12月22日	<パブリックコメントの実施>
令和6年	2月	野洲市都市計画審議会 (令和5年度第4回) 令和6年2月1日	●改訂案に対する市民意見への対応を審議 ●市長に意見を答申
	3月	令和6年3月	<市議会で議決>
		令和6年3月	野洲市都市計画マスタープラン一部改訂版の決定・公表

2. 都市計画審議会

(1) 野洲市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、野洲市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）市が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について市が提出する意見に関すること。
- （3）開発許可等に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（平20条例28・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）学識経験のある者 4人以内
- （2）市議会議員 4人以内
- （3）関係行政機関の職員 1人
- （4）住民の代表者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**(2) 野洲市都市計画審議会委員名簿**

【令和3年7月 改訂時】

(令和3年4月現在)

敬称略

	氏 名	備 考
第3条第1号委員 (学識経験のある者)	及川 清昭	立命館大学特命教授
	松沢 松治	野洲市商工会
	武浪 勘治	野洲市農業委員会
第3条第2号委員 (市議会議員)	坂口 重良	市議会
	北村 五十鈴	市議会
	工藤 義明	市議会
	稲垣 誠亮	市議会
第3条第3号委員 (関係行政機関の職員)	山下 将	滋賀県南部土木事務所長
第3条第4号委員 (住民の代表者)	住吉 博子	野洲生活学校
	小手川 宏	野洲市自治連合会

【令和6年3月 改訂時】

(令和6年2月現在)

敬称略

	氏 名	備 考
第3条第1号委員 (学識経験のある者)	及川 清昭	立命館大学特命教授
	荒川 博行	野洲市商工会
	立入 三千男	野洲市農業委員会
第3条第2号委員 (市議会議員)	稲垣 誠亮	市議会
	服部 嘉雄	市議会
	東郷 克己	市議会
	木下 伸一	市議会
第3条第3号委員 (関係行政機関の職員)	北川 純二	滋賀県南部土木事務所長
第3条第4号委員 (住民の代表者)	田中 悦子	野洲市健康推進連絡協議会
	木津 日出男	野洲市自治連合会

3. 用語解説

【あ 行】

溢水

大雨等により河川等の水位が上昇し、流水が堤防等を超えて流出する現象のこと。

インフラ施設

道路、鉄道、公園広場、上下水道、港湾、河川等といった日常生活において根本的な役割を果たす公共的な施設。（インフラは「インフラストラクチャー」の略）

液状化

地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のこと。主に同じ成分や同じ大きさの砂からなる土が、地下水で満たされている場合に発生しやすいといわれ、地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下等の被害を受ける可能性がある。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

沿道サービス施設

幹線道路沿道に立地する、主に自動車による利用を目的とした飲食店舗や休憩所、ガソリンスタンド等のサービス施設。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

【か 行】

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

協働

市民や市民団体、企業、行政等が、お互いを尊重し合い、共通の目的を実現するために、対等な立場で相互に補完、協力すること。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。

緊急輸送道路

地震直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

景観重要樹木

景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。

建築協定

建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。

建蔽率

建築面積（建坪）の敷地面積に対する割合。

広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点となる施設のこと。

高規格道路

高規格幹線道路（全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路）と、地域高規格道路（高規格幹線道路と一体となって、都市圏の育成や地域相互の交流促進等に資する自動車専用道路、もしくは同等の規格を有する道路）の総称。

交通結節点

鉄道の乗換駅、道路のインターチェンジ、鉄道とバスの乗り換えが行われる駅前広場等、交通導線が集中し交わる場所。

護岸

洪水や高潮等による浸水から堤防や河岸を保護するために設けられる構造物。

【さ 行】**市街化区域**

都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。

自然動態

出生・死亡による人口の変動のこと。

指定管理者制度

公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をする。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。

社会動態

転入・転出による人口の変動のこと。

修景（施設）

建築物や公共施設の形態、意匠、色彩を周囲のまちなみに調和させること、そのための施設。

重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための、物流上重要な道路輸送網を構成する道路。国土交通大臣が高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定。

浸水想定区域

国及び県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。水防法に基づき、国、県が指定。

生活利便施設

病院、商業施設、金融機関等日常生活において必要な施設。

【た 行】**タウンミーティング**

行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

DID

D I D は人口集中地区（Densely Inhabited District）の略。国勢調査において、原則として人口密度が 40 人／ha 以上かつ、人口 5,000 人以上の地区。

都市機能

医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等、都市の生活を支える機能。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

都市近郊型農業

都市に新鮮な農畜産物を供給することを目的に、都市周辺で行われる農業。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法に基づく都市施設として都市計画決定された公園。公園種別として、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園等がある。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園・都市緑地

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市施設

都市計画法に基づき、都市計画に定めることができる施設。円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な道路、公園、下水道等の施設。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が発生する恐れがある区域。土砂災害防止法に基づき、県が指定。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域。土砂災害防止法に基づき、県が指定。

【は 行】

パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停へ移動し、周辺にある駐車場に駐車したあと、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて、目的地に向かう方法。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等を表示した地図。「洪水」、「土砂災害」、「地震」等の種類がある。

バリアフリー

障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁（バリア）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂を作ったりするのがその例。

はん濫

大雨などにより、市街地や農地に水があふれること。河川からの溢水や堤防決壊による場合を「外水はん濫」、降雨量が排水処理能力を超え市街地や農地にそのまま水があふれた場合を「内水はん濫」という。

PFI

Private Finance Initiative の略で、国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。

ビオトープ

生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。

風致地区

都市の中の樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき指定された区域。風致地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動しつつ建築物の防火上の構造制限が行われる地域地区の一種。

【や 行】**容積率**

建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途や形態について制限を行う制度。住居系、商業系、工業系で、合わせて 13 種類ある。

【ら 行】**立地適正化計画**

人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るため、「コンパクト＋ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、公共交通と連携したコンパクトシティを目指す計画。都市再生特別措置法に基づき、市町村が

必要に応じて策定する。

六次産業化

農業者（１次産業）が、自家農産物を利用して、製造・加工（２次産業）や流通・販売（３次産業）まで行う取組。

【わ 行】**ワークショップ**

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。